

住民

納税係からのお知らせ

■問い合わせ 住民課 納税係 ☎ 476-1111 (110)

平成 22 年 7 月から、町税・上下水道使用料・保育料を郵便局窓口で支払うことができるようになります。

納められる町税・料金

- ・町県民税（普通徴収分）・（特別徴収分） ・固定資産税 ・軽自動車税
- ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・上水道使用料
- ・下水道使用料 ・保育料



対応する納付書には、 記載があります。



これまでどおり他の金融機関窓口でも納付することもできます。

※平成 22 年 7 月以前に発行された納付書については、郵便局で使用できない可能性がありますので、ご注意ください。

収納についてのお問い合わせは

『町税』	住民課納税係	(内線 110)
『上水道使用料』	水道課庶務係	(内線 192)
『下水道使用料』	水道課下水道管理係	(内線 245)
『保育料』	保健福祉課児童係	(内線 145)

口蹄疫の影響による町税等の納税の猶予について

口蹄疫の影響により損害を受けられた方については、町税等の納税の猶予や分納の相談を行っております。

1 納税の猶予の対象となる方

家畜市場の閉鎖等により収入を絶たれるなど、口蹄疫の影響により損害を受けられた畜産農家や家畜関連事業者の方。

2 納税の猶予の対象となる主な税目

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）

3 納税の猶予期間

原則として1年以内です。

役場 住民課 納税係が相談窓口となります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【連絡先】大崎町役場 住民課 納税係 ☎ 476-1111 (内線 110)